

関西電力株式会社大飯発電所第3号機の
原子炉等規制法に基づく工事の計画の変更認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

申請年月日等：2019年10月30日（関原発第315号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：大飯発電所

所在地：福井県大飯郡おおい町大島

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 4, 710, 000 kW

第1号機：1, 175, 000 kW

第2号機：1, 175, 000 kW

第3号機：1, 180, 000 kW（今回申請分）

第4号機：1, 180, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

1 非常用電源設備

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

2 常用電源設備

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：原子炉本体の変更（設計及び工事に係る品質管理の方法等）

6. 申請理由

- (1) 本申請は、その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）のうち設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項並びに設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書について、令和元年9月3日付け原規規発第1909033号にて認可された大飯発電所の原子炉施設保安規定の変更（第一発電室と第二発電室を発電室に統合）に伴い、組織図及び保安に関する職務を変更するものである。
- (2) その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）のうち設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項について、記載の適正化を行う（火山影響等発生時の体制の整備について、職務を明確化する。）ものである。